

国の施策・制度・予算に対する

# 提言・要望書

重点項目



平成28年8月

福岡県  
福岡県議会



# 目 次

## I 経済・雇用

|    |                                 |   |
|----|---------------------------------|---|
| 1  | 国際リニアコライダー（I L C）計画に関する調査・検討の実施 | 1 |
| 2  | 先端成長産業育成等への支援強化                 | 1 |
| 3  | 水田農業振興対策の充実強化                   | 2 |
| 4  | 果樹及び茶の改植に対する支援                  | 2 |
| 5  | キウイフルーツかいよう病対策について              | 2 |
| 6  | 6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実             | 3 |
| 7  | 農産物輸出の更なる拡大に向けた取組の強化            | 3 |
| 8  | 畜産の競争力強化に対する支援の充実               | 3 |
| 9  | 鳥獣対策や人と動物の共通感染症対策に対する支援の充実      | 4 |
| 10 | 林業の成長産業化に向けた支援の継続               | 4 |
| 11 | 竹材の新たな用途開発                      | 4 |
| 12 | 漁業における担い手確保対策の充実強化              | 4 |
| 13 | ノリのI Q枠の堅持                      | 5 |
| 14 | 有明海再生対策の充実強化                    | 5 |
| 15 | 諫早湾干拓事業の開門調査に対する提言              | 5 |
| 16 | 燃油高騰対策の充実強化                     | 5 |
| 17 | 新規就農者の定着に向けた支援策の継続              | 5 |
| 18 | 女性の経営参画に向けた支援策の充実強化             | 6 |
| 19 | 農林水産業におけるロボット技術の導入推進について        | 6 |
| 20 | 「日本型直接支払」に対する提言                 | 6 |
| 21 | 特別栽培農産物の流通促進対策                  | 6 |
| 22 | 農用地土壌汚染対策                       | 6 |
| 23 | 農業協同組合の経営基盤の充実                  | 7 |
| 24 | 国営事業等の推進                        | 7 |
| 25 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の継続            | 7 |

## II 安全・安心

|    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 1  | 福島原発事故を踏まえた原子力災害対策           | 8  |
| 2  | 福島原発事故対応と原子力発電所の安全対策         | 8  |
| 3  | 暴力団対策の充実強化                   | 8  |
| 4  | 治安基盤の充実強化                    | 9  |
| 5  | 災害対策の充実強化                    | 9  |
| 6  | 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画            | 10 |
| 7  | 首都直下地震に備えた首都中枢機能のバックアップ拠点の整備 | 10 |
| 8  | 医療機関等の電源確保対策の充実              | 10 |
| 9  | 土地取引の規制を含む法令の整備              | 10 |
| 10 | 農業用施設の耐震検証の提案                | 11 |

|    |                 |     |
|----|-----------------|-----|
| 11 | 加工食品の原料原産地表示の拡大 | 1 1 |
| 12 | 性犯罪対策の推進について    | 1 1 |

### Ⅲ 環境・エネルギー

|    |                                   |     |
|----|-----------------------------------|-----|
| 1  | 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進        | 1 2 |
| 2  | 廃止した焼却施設の解体に係る財政支援制度              | 1 2 |
| 3  | 安定型最終処分場の規制強化                     | 1 2 |
| 4  | 海岸漂着物等対策の財政支援                     | 1 2 |
| 5  | 特定外来生物の防除の推進                      | 1 3 |
| 6  | 森林吸収源対策のための財源確保                   | 1 3 |
| 7  | 松くい虫被害対策の推進                       | 1 3 |
| 8  | 漁場のごみ処理に必要な予算確保及び海底の堆積物処理のための事業構築 | 1 3 |
| 9  | 省エネルギー対策への支援制度の充実                 | 1 4 |
| 10 | 電力システム改革について                      | 1 4 |

### Ⅳ 医療・福祉

|    |                                 |     |
|----|---------------------------------|-----|
| 1  | 国民健康保険制度の安定的運営の確保               | 1 5 |
| 2  | 国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止            | 1 5 |
| 3  | 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置縮小の円滑な実施     | 1 6 |
| 4  | 介護保険制度の安定的運営の確保                 | 1 6 |
| 5  | 介護予防給付の地域支援事業への移行に対する支援         | 1 6 |
| 6  | 難病対策の円滑な運営                      | 1 6 |
| 7  | 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等          | 1 7 |
| 8  | 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の十分な財源の確保等 | 1 7 |
| 9  | 有床診療所等のスプリングラー等施設整備事業への財政措置     | 1 7 |
| 10 | 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置             | 1 7 |
| 11 | 子育て支援策の充実                       | 1 8 |
| 12 | 児童福祉法改正に伴う財政措置の拡充等について          | 1 8 |
| 13 | 障害者福祉制度の改革                      | 1 9 |
| 14 | 障害者の就労支援体制の充実・強化                | 1 9 |
| 15 | 重度障害者に対する経済的支援の充実               | 1 9 |
| 16 | 重症心身障害児・者の受入れに係る報酬額の増額          | 1 9 |
| 17 | 発達障害児者に対する支援の充実                 | 2 0 |
| 18 | 障害者施設へのスプリングラー設置に対する助成          | 2 0 |
| 19 | 障害者施設に対する公共交通機関等の運賃割引制度に対する助成   | 2 0 |
| 20 | 「子どもの貧困対策」の充実・強化                | 2 1 |
| 21 | 生活困窮者自立支援法の実効性の確保               | 2 1 |
| 22 | 生活福祉資金貸付制度の要件拡大                 | 2 1 |
| 23 | 民生委員・児童委員制度の拡充について              | 2 2 |
| 24 | 人権施策の推進（同和問題をはじめとする人権問題の解決）     | 2 2 |

## V 地方の社会基盤の整備

|    |                                 |    |
|----|---------------------------------|----|
| 1  | 豪雨災害からの復興                       | 23 |
| 2  | 社会資本の老朽化対策                      | 23 |
| 3  | ダム建設による水資源対策等の推進                | 23 |
| 4  | 災害に強い河川整備の推進                    | 23 |
| 5  | 土砂災害対策の推進                       | 24 |
| 6  | 津波・高潮対策の推進                      | 24 |
| 7  | 河川施設の老朽化対策の推進                   | 24 |
| 8  | 下関北九州道路の早期整備                    | 24 |
| 9  | 高規格幹線道路等の整備推進                   | 25 |
| 10 | 大規模災害に備える道路網の確実な整備              | 25 |
| 11 | 地域の自立促進のための道路網の確実な整備            | 25 |
| 12 | 道路防災事業の推進                       | 25 |
| 13 | 道路施設の老朽化対策の推進                   | 26 |
| 14 | 道路施設の震災対策の推進                    | 26 |
| 15 | 交通安全事業の推進                       | 26 |
| 16 | 日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化        | 26 |
| 17 | 博多港のクルーズ船受入の環境整備                | 26 |
| 18 | 重要港湾苅田港・三池港の機能強化                | 27 |
| 19 | 港湾における老朽化対策並びに地震対策の推進           | 27 |
| 20 | 鉄道の整備推進                         | 27 |
| 21 | 鉄道駅の耐震化推進について                   | 27 |
| 22 | 鉄道駅のバリアフリーの推進について               | 28 |
| 23 | 水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化       | 28 |
| 24 | 広域連携により取り組むまちづくりの推進・公共交通サービスの充実 | 28 |
| 25 | 街路事業の推進                         | 28 |
| 26 | 都市公園事業の推進                       | 29 |
| 27 | 住宅セーフティネット機能の確保・強化              | 29 |
| 28 | 住宅ストックの有効活用                     | 29 |
| 29 | 住環境整備・住宅市街地整備の推進                | 29 |
| 30 | 住宅・建築物の耐震化の推進                   | 30 |
| 31 | 下水道事業の推進                        | 30 |
| 32 | 九州大学学術研究都市構想の推進                 | 30 |

## VI 教育・文化

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 高等学校等就学支援金制度の見直し | 31 |
| 2 | 高校生等奨学給付金制度の見直し  | 31 |
| 3 | 大学生等の給付型奨学金制度の創設 | 31 |
| 4 | 高等学校等奨学金事業の財源の確保 | 31 |

|    |                          |     |
|----|--------------------------|-----|
| 5  | 高等学校授業料減免事業等支援制度の創設      | 3 2 |
| 6  | 教職員定数改善計画の早期策定           | 3 2 |
| 7  | I C T教育の推進               | 3 2 |
| 8  | メリハリのある教員給与体系の確立         | 3 2 |
| 9  | 私立学校施設の耐震化の促進            | 3 2 |
| 10 | 地域の文化資源等を活用した文化芸術活動の支援強化 | 3 3 |

## VII 地方創生の実現と行財政改革・地方分権の推進

|   |                              |     |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 社会保障・税に関わる番号制度               | 3 4 |
| 2 | 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定 | 3 4 |

## I 経済・雇用

### 1 国際リニアコライダー（ILC）計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

財政負担も大きい ILC 計画について、世界のより多くの研究者が、より長く研究を継続できる研究・生活環境、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

### 2 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、ロボット・半導体、医療福祉機器、コンテンツ・ソフトウェア、有機ELなどの先端成長産業の育成・集積を図るため、研究開発、実用化、人材育成等の取組みに対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) ロボット・半導体、バイオテクノロジー、有機ELにおいて、アジアをリードする世界トップクラスの研究開発拠点を形成するため、「地域イノベーション戦略支援プログラム」に代わる後継事業等により支援を強化すること。
- (4) 医療福祉機器分野への中小企業の参入、開発、製品化を促進するため、医療福祉現場におけるニーズの把握から薬事規制への対応、実証試験及び製品改良、販路開拓まで、専門的かつ一貫した支援を強化すること。
- (5) 日本発のプログラミング言語「Ruby」、「軽量 Ruby」を活用したソフトウェア開発やアプリケーション制作に対する重点的な支援を行うこと。

### 3 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 30年産を目途に、行政による主食用米の生産数量の配分が廃止される見込みであり、水田農業の維持発展に支障を来すことがないよう30年産以降、どのようなシステムで需給調整を実施していくのか早急に現場に示すこと。  
また、農家の所得が確保できるよう、不測の米価下落等が経営に及ぼす影響を踏まえ、収入減少影響緩和対策の充実など経営安定の対策を講じるとともに、飼料用米に加え、本県が全国でも有数の生産量を誇る大豆を含め、水田フル活用に係る予算を恒久的に確保すること。
- (2) 担い手への農地の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理機構関連事業」の予算額を確保することに加え、長期貸付に対しては抵抗感があるという現状を鑑み、貸付期間の短縮を図ること。また、制度の見直しを進めるに当たっては、適切な情報提供など、現場が混乱しないよう十分配慮すること。

### 4 果樹及び茶の改植に対する支援

【所管省庁 農林水産省】

茶の改植に対する支援を、産地の実態を反映した支援水準とすること。

### 5 キウイフルーツかいよう病対策について

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 病害診断に必要な資材の整備など、本病の感染防止のために必要な予算を十分に確保すること。
- (2) Psa3系統の感染経路の解明、早期かつ効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底するとともに、国内における安全な花粉等の供給体制を確立すること。
- (3) 防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。
- (4) キウイフルーツかいよう病により、果樹経営支援対策事業を利用して改植を行う場合は、産地の実態を反映した十分な支援単価とするとともに、過去の事業実施の有無にかかわらず、支援対象とすること。



## 6 6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組みを拡大するため、農林漁業者だけで行う加工・販売の取組みや各県連携により実施する商談会についても事業対象とするとともに、十分な予算額を確保すること。

## 7 農産物輸出の更なる拡大に向けた取組の強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 携帯品は、空港カウンターの設置など一定円滑化の対策が図られているが、貨物については、通年輸出の拡大に伴い、輸出検疫に多大な時間を要し、定時の輸出に支障を招く恐れがあることから、輸出検疫業務の円滑化を図ること。
- (2) 輸出相手国が輸入を認めていない農林水産物については、今後とも、輸出が可能となるよう、相手国に輸入条件の緩和を働きかけること。
- (3) ジャパンブランドの推進のためには、九州など各県が連携した取組みが必要であり、そのための支援策を拡充すること。

## 8 畜産の競争力強化に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格が高止まりした場合にも補填が行われる仕組みに見直すこと。
- (2) 食鳥処理施設など畜産クラスター関連事業の補助対象施設を拡充すること。
- (3) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。

## 9 鳥獣対策や人と動物の共通感染症対策に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 野生鳥獣による農林水産物被害は依然深刻であることから、鳥獣対策については、引続き十分な財源の確保を行うとともに、地域の実情を考慮した仕組とすること。特に、捕獲活動経費の直接支援については、例年大幅な予算不足が生じているため、平成28年度の補正予算での対応を含め、十分な財源を確保すること。
- (2) 「ワンワールド・ワンヘルス」の理念のもと、人と動物との健康を守るため、関係機関が連携して、人と動物の共通感染症対策を推進していくこと。

## 10 林業の成長産業化に向けた支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現するため、森林整備加速化・林業再生基金等を活用して推進してきた諸政策を継続的に実施できるよう、安定的な財源を確保すること。

## 11 竹材の新たな用途開発

【所管省庁 農林水産省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

## 12 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。また、新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

## 13 ノリのIQ枠の堅持

【所管省庁 農林水産省】

ノリが無制限に輸入されないよう、ノリのIQ枠を堅持するとともに、輸入割当量の増加を抑えること。

## 14 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生対策については、農林水産大臣談話に基づく事業や各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策、さらに27年秋に確認されたアサリ稚貝の保護・育成や4県が協調した調査の継続が必要であり、そのための財源措置を充実すること。

## 15 諫早湾干拓事業の開門調査に対する提言

【所管省庁 農林水産省】

諫早湾干拓事業の開門調査にあたっては、関係者間で十分に議論したうえで、不測の事態が起こらないよう、十分な対策を講じつつ実施すること。

## 16 燃油高騰対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

軽油取引税の免税措置の恒久化をはじめとした農林漁業用の燃油高騰対策の充実強化を図ること。

## 17 新規就農者の定着に向けた支援策の継続

【所管省庁 農林水産省】

農業の担い手確保・育成のための「青年就農給付金事業」については、農外からのUターン者や新規参入者に確実に給付し、新規就農者の拡大・育成が図られるよう、必要な予算額を確保すること。また、女性農業者の能力開発や、経営参画が図られるよう、地方で活用できる施策を創設すること。

## 18 女性の経営参画に向けた支援策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

女性農業者の能力開発や、女性の発想や視点を活かした経営参画が図られるよう、地方で活用できる施策を創設すること。

## 19 農林水産業におけるロボット技術の導入推進について

【所管省庁 農林水産省】

農業分野におけるロボット技術の現地普及を図るため、「革新的技術開発・緊急展開事業」の十分な予算を確保すること。

## 20 「日本型直接支払」に対する提言

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業の持つ多面的機能を維持するため、日本型直接支払制度の取組みに必要な予算の確保を図ること。併せて、地方負担の軽減を図ること。
- (2) また、中山間地域等直接支払については、集落協定の広域化や小規模・高齢化集落の支援、超急傾斜地の農用地の保全を強力に推進するため、「集落連携・機能維持加算」、「超急傾斜地農地保全管理加算」の要件を緩和すること。

## 21 特別栽培農産物の流通促進対策

【所管省庁 農林水産省】

特別栽培農産物の流通を促進するため、有機農産物と同等に消費者に対するPRイベントや商談会の開催などの流通促進に係る支援を講ずること。

## 22 農用地土壌汚染対策

【所管省庁 農林水産省】

公害防除特別土地改良事業を計画的に実施するため、事業実施に係る予算確保を講ずること。

## 23 農業協同組合の経営基盤の充実

【所管省庁 農林水産省】

農業協同組合については、主体的な改革の進展に向けて、営農指導や農産物の有利販売等の強化に資するよう経営基盤の充実等のための対策を講ずること。

## 24 国営事業等の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業生産の維持と国土保全を図るため、国営総合農地防災事業及び国営海岸保全施設整備事業を早期完成すること。
- (2) 国営施設機能保全事業及び水資源機構営圃筑平野用水二期事業を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

## 25 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の継続

【所管省庁 農林水産省】

森林所有者や地域住民等の協働により、森林の有する多面的機能を発揮するため、森林・山村多面的機能対策交付金の継続と必要な予算を確保すること。

## Ⅱ 安全・安心

### 1 福島原発事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

- (1) 原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、飲食物の摂取制限のための放射性物質濃度測定や船舶に対する非難退域時検査など、具体的な実施方法が示されていない部分について、早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保など、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3) 自治体を実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その用途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

### 2 福島原発事故対応と原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府、環境省】

原子力発電所の安全対策の確立を図ること。

### 3 暴力団対策の充実強化

【所管省庁 法務省、国家公安委員会、警察庁】

- (1) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
  - 効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
  - 万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
  - 画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。
  - 爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (2) 迅速・的確な事件処理のための検察態勢を強化すること。
- (3) 暴力団犯罪捜査員の処遇改善による、捜査基盤を充実強化すること。

## 4 治安基盤の充実強化

【所管省庁 総務省、国家公安委員会、警察庁、国土交通省】

- (1) 治安体制を充実強化すること。
  - 「地方警察職員たる警察官の都道府県ごとの定員の基準」を改正すること。
  - 警察車両を整備し、治安体制を充実強化すること。
- (2) 安全で快適な交通環境を実現すること。
  - 交通安全施設の充実整備及び効率的かつ計画的な更新を推進すること。
- (3) まち・ひと・しごとの創生を進める上で必要となる警察施設の整備に交付金を活用することを可能とすること。

## 5 災害対策の充実強化

【所管省庁 内閣府、総務省（消防庁）】

平成 28 年熊本地震や東日本大震災等による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- 陸海空の交通基盤、医療施設、避難施設などが充実し、地震・津波災害のリスクが低い福岡県の特性を踏まえ、北九州空港などの施設を「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における大規模な広域防災拠点として位置付けること。
- 災害発生時、市町村が速やかに避難所を設置し、円滑に運営できるようにするため、トイレなど必要な資材の整備にかかる費用に対し、確実な財政措置を講じること。
  - また、被災者への情報伝達手段の確保のため、防災行政無線の戸別受信機の配備に係る費用に対して確実な財政措置を講じること。

## 6 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画

【所管省庁 防衛省】

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について、具体的な運用方法や本県への影響及び影響が生じた場合の対応を早急に明らかにすること。

- 福岡県内での飛行頻度と飛行時間
- 本県内のオスプレイ等の飛行経路における高度と騒音の程度
- オスプレイ等の飛行に伴う本県内の畜産などの農業やノリ養殖などの漁業に対する影響及び影響が生じた場合の対応

今後、本県への影響が明らかになった時点で、関係する自治体や関係者に対し、直接説明するなど適切に対応すること。

## 7 首都直下地震に備えた首都中枢機能のバックアップ拠点の整備

【所管省庁 内閣府】

首都直下地震をはじめとした大規模災害発生時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めること。

## 8 医療機関の電源確保対策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

災害発生時等における医療提供体制を確保するため、医療機関に対する電源確保対策を充実させること。

## 9 土地取引の規制を含む法令の整備

【所管省庁 農林水産省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国資本による土地取引の規制を含む法令の整備を行うこと。



## 10 農業用施設の耐震検証の提案

【所管省庁 農林水産省】

熊本地震に対応して、ため池など農業用施設の現行の耐震設計基準の検証を行うとともに、新基準の検討を行うこと。

## 11 加工食品の原料原産地表示の拡大

【所管省庁 内閣府（消費者庁）】

加工食品の原料原産地表示は、消費者が商品を選択する際の重要な情報であるため、表示の対象を原則すべての加工食品とし、また、「のり巻き」に使用するノリのように当該加工食品の重要な構成要素である農林水産物については、原材料に占める重量割合が低いものであっても原料原産地表示の対象とすること。

## 12 性犯罪対策の推進について

【所管省庁 内閣府、警察庁】

- (1) 性犯罪対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への継続的な財政的支援を行うこと。
- (2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、継続的に安定した運営体制が維持できるよう、必要な財政的支援を行うこと。
- (3) 非親告罪化など、性犯罪被害者の負担軽減となる法整備を早期に実現すること。

## Ⅲ 環境・エネルギー

### 1 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 東アジアにおける広域的な大気保全対策を推進するため、関係各国に対し強力に働きかけること。
- (2) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の発生源や生成機構の解明、健康影響に関する知見の集積等を早急に行うこと。

### 2 廃止した焼却施設の解体に係る財政支援制度

【所管省庁 環境省】

廃止焼却施設の解体跡地に新たな施設整備を行わない場合の解体費用について、循環型社会形成推進交付金の対象とするよう交付要件を緩和する、又は新たな補助制度を設けること。

### 3 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう財政支援を行うこと。

### 4 海岸漂着物等対策の財政支援

【所管省庁 環境省】

地方公共団体が実施する海岸漂着物等に係る対策について、引き続き適切な財政支援を行うこと。

## 5 特定外来生物の防除の推進

【所管省庁 環境省】

特定外来生物の国内への侵入早期から国内における分布域拡大時の国の対応を明確にするとともに、分布域拡大時まで確実に防除を実施すること。

## 6 森林吸収源対策のための財源確保

【所管省庁 環境省、農林水産省、経済産業省、財務省、総務省】

地球温暖化防止対策を推進するため、森林吸収源対策となる森林整備を「地球温暖化対策のための税」の使途に位置づけ、必要な財源を安定的に確保すること。

## 7 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省、国土交通省、防衛省】

- (1) 民有林については、国庫補助事業に加え、県独自の税制である森林環境税の使途を拡大して対応しているが、引き続き徹底した防除対策を行う必要があるため、十分な財源を確保すること。
- (2) 本県の保全すべき松林の約75%は、林野庁、国土交通省、防衛省の所管する国有林であることから、国の責任において万全の防除対策を講じるとともに、民有林との一層の連携強化を図ること。

## 8 漁場のごみ処理に必要な予算確保及び 海底の堆積物処理のための事業構築

【所管省庁 農林水産省、環境省】

漂流物の回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、災害に伴って発生した大規模かつ広範囲な被害に緊急に対応できるような事業を構築すること。

## 9 省エネルギー対策への支援制度の充実

【所管省庁 経済産業省、国土交通省、環境省】

エネルギー使用の合理化を促進するため、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物の省エネ改修などへの支援制度の充実を図ること。

## 10 電力システム改革について

【所管省庁 経済産業省】

電力システム改革については、電力の安定供給を前提とし、電力ユーザーや電源立地地域など地域の利益に配慮しながら、着実に実行すること。

## IV 医療・福祉

### 1 国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、新たな制度の下での都道府県毎の国費の配分、財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について、十分に検証すること。それを踏まえ、将来にわたる持続可能な制度の確立、国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図ること。
- (2) 国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドラインに具体的に明記し、国の責任によるシステム構築をはじめ、新たな制度の円滑な実施を図るとともに、保険給付等の市町村が担う事務への都道府県の関与のあり方については、真に制度の安定的運営や住民の利便性確保に資するようなものとする。
- (3) 平成30年度からの新たな制度開始に向け、政省令案の提示時期を含む詳細な行程表を明らかにするとともに、保険者努力支援制度の導入に当たっては、適正かつ客観的な指標を設定し、透明性の高い合理的な交付方法とすること。あわせて、国民に対する確に周知を図り、新たな制度が国民の理解の下で円滑に実施できるようにすること。
- (4) その上で、医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

### 2 国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止

【所管課 厚生労働省】

子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して現物給付による医療費助成を行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。

### 3 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置縮小の

#### 円滑な実施

【所管課 厚生労働省】

後期高齢者の保険料軽減特例の段階的な縮小の実施に当たっては、低所得者への配慮や激変緩和措置について十分に検討すること。また、その実施に当たっては、国において激変緩和措置に係る必要な財源措置を講じるとともに、被保険者に混乱が生じないように、丁寧な説明・周知を行うこと。

### 4 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管課 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、介護保険財政について、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

### 5 介護予防給付の地域支援事業への移行に対する支援

【所管省庁 厚生労働省】

介護予防給付（訪問介護・通所介護）の市町村が実施する地域支援事業への移行に当たっては、市町村が円滑に事業を開始できるよう、地域の実情に即した実施体制の整備等について、必要な支援策を講じること。

### 6 難病対策の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、受給者、医療機関、地方自治体において事務負担が増加している実態を把握し、過大な負担とならないよう手続きの簡素化など継続的に制度の見直しを行うこと。

## 7 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金（医療分）については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、必要な事業が安定的に継続できるよう十分な財源を確保すること。

## 8 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の十分な財源の確保等

【所管省庁 厚生労働省】

地域の救急医療や周産期医療を良質かつ適切に提供していくために、医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）により実施される事業が安定的に継続できるよう十分な財源を確保すること。

## 9 有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

入院患者の安全の確保と地域医療の確保を図るため、防火施設整備等に係る費用に対して更なる財政措置を講じること。

## 10 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

災害時における地域医療の確保を図るため、医療施設の耐震化を推進する必要があることから、安定的・継続的な助成制度を新たに創設すること。

## 11 子育て支援策の充実

【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- (1) 子どもを安心して生み育てることができる社会づくりのため、現行の多子世帯保育料等軽減措置における所得制限の撤廃や無料化を第2子まで拡大するなど、子育て家庭への経済的支援策を強化すること。
- (2) 子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (3) 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けた企業の取組を促進すること。

## 12 児童福祉法改正に伴う財政措置の拡充等について

【所管省庁 厚生労働省】

児童福祉法等の一部を改正する法律については、平成28年6月3日に公布され、児童虐待発生時に迅速・的確な対応を行うことができるよう、児童相談所の体制強化を図ることが盛り込まれたところである。

また、法改正と併せた形で、児童相談所における専門職の配置の充実や資質の向上を図ることなどを目的とした、「児童相談所強化プラン」についても策定されており、専門職の具体的配置に係る目標値についても、地方自治体に示されているところである。

については、当該施策の実現のため、以下の事項に関して重点的な対応を図ること。

- 児童相談所の体制強化に関し、詳細な制度設計を行うに当たっては、地方自治体に混乱が生じないように十分配慮するとともに、特に、専門職の採用後の能力向上やスーパーバイザーの育成に関し、適切な研修を行うなど、国において必要な支援を実施すること。
- 各児童相談所に係る専門職の配置増等に伴い、地方交付税の単位費用について、実態に即した形による見直しを随時行うなど、地方自治体への財政的支援策を十分に講ずるとともに、併せて、配置増に伴う庁舎の新築、増築等が必要な場合における、各種補助金又は基準財政需要額に算定される起債の導入についても、検討を行うこと。



## 13 障害者福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 障害福祉サービスを受ける全ての利用者が提出を求められることとなったサービス等利用計画については、作成の推進状況を踏まえ、相談支援の報酬体系の見直しを含め、総合的に検討すること。
- (2) 改正障害者総合支援法の平成30年度からの円滑な施行に向け、利用者本位のサービスが提供できるよう、以下の措置を講じること。
  - 障害当事者をはじめ、事業者、地方公共団体と十分に協議を行うこと。
  - 国において必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
  - 工程表を明確にした上で、制度周知等に係る財源措置を行うこと。

## 14 障害者の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

障害者法定雇用率の達成に向け、障害者就業・生活支援センターの支援員の増員など就労支援体制を充実・強化すること。

## 15 重度障害者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

国において重度障害者医療費助成制度を創設すること。

## 16 重症心身障害児・者の受入れに係る報酬額の増額

【所管省庁 厚生労働省】

医療的ケアが必要な重症心身障害児や重症心身障害者に対するサービスの提供が十分行われるよう、報酬額の増額を図ること。

## 17 発達障害児・者に対する支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 発達障害児者が成長段階に応じ適切な支援を受けることができるよう、保健師、保育士、教諭、相談支援専門員への研修など、地域の発達障害に係る専門的知識を有する人材を育成するための施策に対し、所要の財源措置を図ること。
- (2) 地域の関係機関が協力して発達障害児者への支援を行うことができるよう、関係機関の連携を進めるための施策に対し、所要の財源措置を図ること。

## 18 障害者施設へのスプリンクラー設置に対する助成

【所管省庁 厚生労働省】

消防法令の改正により義務付けされる障害者施設へのスプリンクラー設置に対し、必要な財源措置を行うこと。

## 19 障害者施設に対する公共交通機関等の運賃割引制度 に対する助成

【所管省庁 厚生労働省】

精神障害者に対する交通事業者の運賃割引について新たな補助制度を創設すること。

## 20 「子どもの貧困対策」の充実・強化

【所管省庁 内閣府、厚生労働省】

- (1) 国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」において、「指標の改善に向けた当面の重点施策」とされた各事業のうち、子どもの貧困状態の解消を現実的に進める上で、特に優先的に実施すべきものについては重点的に財源措置を図ること。
- ひとり親家庭の経済的自立のための就業支援策のより一層の充実を図る。
  - 児童養護施設等の子どもたちの自立支援の強化のため、自立支援担当の専門職員配置に対する財政支援の拡充や進学への支援として給付型奨学金制度の創設を図る。
  - 「地域子供の未来応援交付金」における予算の恒久化や運用の弾力化により、地方独自の取組みの促進を図る。
- (2) 都道府県の子どもの貧困対策に関する推進計画において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、指標となる都道府県別貧困率の算出がなされること。

## 21 生活困窮者自立支援法の実効性の確保

【所管省庁 厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく各種事業が、全ての実施機関において十分に提供されるよう、任意事業の国庫補助率を必須事業と同等の3/4に見直すこと。

## 22 生活福祉資金貸付制度の要件拡大

【所管省庁 厚生労働省】

低所得世帯に属する高校生が、就職のために自動車運転免許を取得する場合について、生活福祉資金（福祉費）による貸付の対象とすること。

## 23 民生委員・児童委員制度の拡充について

【所管省庁 厚生労働省】

民生委員・児童委員が必要な業務を円滑に行うことができるよう、以下の措置を講じること。

- 民生委員・児童委員の役割の明確化
- 地方交付税単価の引上げ
- 民生委員・児童委員制度の普及啓発に要する経費の財源措置

## 24 人権施策の推進(同和問題をはじめとする人権問題の解決)

【所管省庁 総務省】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題など人権問題の正しい理解と認識を深めるため、国において人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の取組みを促進するよう財政措置の拡充を図ること。

## **V 地方の社会基盤の整備**

### **1 豪雨災害からの復興**

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 高尾川・鷺田川の緊急的な河川整備を推進すること。
- (2) これに必要な予算を確保すること。

### **2 社会資本の老朽化対策**

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率を嵩上げするとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。
- (2) 遠賀川水系等の河川管理施設（国）について、計画的に維持管理・更新すること。
- (3) 河川施設等の定期点検・小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

### **3 ダム建設による水資源対策等の推進**

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 五ヶ山ダム、伊良原ダム及び小石原川ダム建設事業を推進すること。
- (2) 筑後川水系ダム群連携事業について、速やかに検証作業を進め、対応方針を早期に決定すること。

### **4 災害に強い河川整備の推進**

【所管省庁 国土交通省】

梅雨期や台風時の洪水、また近年多発する集中豪雨や都市化の進展に伴う被害リスクから県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト一体となった河川整備事業を推進すること。

## 5 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後の土砂災害の軽減・防止に資する事業を推進すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和及び柔軟な運用を行うこと。

## 6 津波・高潮対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 台風により過去幾度となく甚大な高潮被害が発生していることから、今後の災害の軽減・予防に資するため海岸整備事業、河川整備事業を推進すること。
- (2) 地震による津波や高潮の被害リスクに対し、避難体制を整備するためのソフト対策を推進すること。

## 7 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

水門、排水機場、ダム施設等の多くが建設から30年～40年を経過し、老朽化が著しいことから、これらの施設の老朽化対策事業を推進すること。

## 8 下関北九州道路の早期整備

【所管省庁 国土交通省】

下関北九州道路の具体化に向け、必要な調査を行うこと。

## 9 高規格幹線道路等の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) (仮称) 味坂スマートインターチェンジの早期事業化を図ること。
- (2) 福岡空港への自動車専用道路の早期事業化、及び新北九州空港道路の整備促進を図ること。
- (3) 有明海沿岸道路の整備を推進すること。
- (4) 西九州自動車道全線の自動車専用道路としての整備及び高規格幹線道路の広域ネットワークにおける機能強化を推進すること。
- (5) 北九州・福岡都市圏の発展に必要な幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

## 10 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

## 11 地域の自立促進のための道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

自動車、バイオ、農林水産業、歴史・文化遺産などの地域の産業・観光拠点と空港、港湾、インターチェンジなどを結ぶ幹線道路（国道3号、国道10号、国道201号など）の整備を推進すること。

## 12 道路防災事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

近年多発している異常豪雨や地震などによる道路法面崩壊や落石等の災害を防止し、道路の安全な通行を確保するため、道路防災対策を着実かつ早急に推進すること。

また、これに必要な予算を確保すること。

## 13 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

本県が管理する道路施設（橋梁、トンネル、舗装等）は、今後急速に高齢化が進むため、老朽化対策事業を推進すること。

## 14 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

震災時に落橋を回避するレベルの耐震が未了の橋梁について、震災対策事業を推進すること。

## 15 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通の確保と安心して移動できる空間確保のため、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化といった交通安全事業を推進すること。

## 16 日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるため、日本海側の拠点としての博多港・北九州港の機能強化を推進すること。

## 17 博多港のクルーズ船受入の環境整備

【所管省庁 国土交通省】

クルーズ振興を図るため、博多港におけるクルーズ船受入れの環境整備を推進すること。



## 18 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 自動車産業・セメント産業の物流拠点である重要港湾苅田港の機能強化を推進すること。
- (2) 県南地域の物流拠点として重要な役割を担っている重要港湾三池港の機能強化を推進すること。

## 19 港湾における老朽化対策並びに地震対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 港湾施設・港湾海岸の老朽化対策を推進すること。
- (2) 施設の点検・調査費用の予算措置をすること。
- (3) 港湾における地震対策を推進すること。

## 20 鉄道の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

整備新幹線の整備を推進すること。

- 九州新幹線西九州ルート（博多～長崎間 約 143km）
  - ・ 武雄温泉～長崎間の整備推進（フル規格 約 66km）
  - ・ 肥前山口～武雄温泉間の複線化整備  
（在来線活用区間のうち 約 14km）
  - ・ フリーゲージトレインの着実な開発促進及び実用化
- 東九州新幹線について、整備計画路線へ格上げするとともに、所要の整備財源を確保すること。

## 21 鉄道駅の耐震化推進について

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、鉄道駅の耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) さらに、補助制度の拡充を図ること。

## 22 鉄道駅のバリアフリーの推進について

【所管省庁 国土交通省】

高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が行う駅のバリアフリー化整備に対する補助制度の拡充を図ると共に、必要な予算を確保すること。

## 23 水道施設整備費国庫補助予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 五ヶ山ダム、伊良原ダム及び小石原川ダム建設に係る利水者補助をはじめ、水道施設整備費国庫補助等の予算額を確保すること。
- (2) 老朽施設の更新、改良事業に対する財政支援制度の充実・強化を図ること。

## 24 広域連携により取り組むまちづくりの推進

### ・公共交通サービスの充実

【所管省庁 国土交通省】

生活圏単位での広域連携で立地適正化・公共交通サービスの機能強化に取り組もうとする地域に対し、省庁の枠を越えた「コンパクトシティ形成支援チーム」により重点的に支援すること。

## 25 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- 西鉄天神大牟田線（春日原～下大利）連続立体交差事業
- 都市の骨格を形成する幹線街路の整備

## 26 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所の確保、多様なイベントや健康増進活動の場の提供、さらに観光資源一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算を確保すること。

- 県営筑後広域公園
- 県営大濠公園
- 国営海の中道海浜公園

## 27 住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁 国土交通省】

住宅確保要配慮者の居住の安定と安全を図るため、老朽化した公営住宅等の建替え・改善の推進に必要な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。また、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

## 28 住宅ストックの有効活用

【所管省庁 国土交通省】

人口減少・少子高齢社会において、高齢者世帯や子育て世帯が各々のニーズに応じた住生活を送れるよう、住み替えやリフォームを促進するなど、さらなる住宅ストックの有効活用が進むような対策を講じること。

## 29 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、整備促進事業の時限措置を撤廃すること。

## 30 住宅・建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

地震に強い安全・安心な県づくりを実現するため、住宅や不特定多数の者・避難弱者が利用する特定建築物の耐震診断、耐震改修の推進に必要な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。

## 31 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、下水道の整備計画の推進に必要な予算を確保すること。

- 公共下水道、流域下水道の整備推進
- 公共用水域の水質改善のための高度処理の導入推進
- 浸水対策の推進
- 下水道施設の耐震化の推進

## 32 九州大学学術研究都市構想の推進

【所管省庁 文部科学省、国土交通省】

- (1) 九州大学統合移転を着実に推進すること。
- (2) 伊都キャンパスに係る関連道路を整備すること。
  - 学園通線、中央ルートなどのアクセス道路の整備推進
  - 今宿道路（福岡市～糸島市）の整備推進

## **VI 教育・文化**

### **1 高等学校等就学支援金制度の見直し**

【所管省庁 文部科学省】

高等学校等就学支援金制度については、生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続の簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法など、適宜見直しを行うこと。

### **2 高校生等奨学給付金制度の見直し**

【所管省庁 文部科学省】

高校生等奨学給付金制度については、第1子と第2子以降、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の有無による支給額の差の解消や支給対象世帯の拡充を図るとともに、事務費も含めて全額国庫負担で実施すること。

### **3 大学生等の給付型奨学金制度の創設**

【所管省庁 文部科学省】

意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学を断念することなく安心して学業に専念できるよう、また、卒業後の返済にかかる負担軽減を図られるよう、大学生等に対する「給付型奨学金制度」を早期に創設すること。

### **4 高等学校等奨学金事業の財源の確保**

【所管省庁 文部科学省】

各都道府県の高等学校等奨学金事業の現状に基づき、その財源となる予算を確保するとともに、本県の事業規模に応じて交付すること。

## 5 高等学校授業料減免事業等支援制度の創設

【所管省庁 文部科学省】

高校生等の就学機会の確保のため、従来の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金制度に準じる、新たな支援を早急に行うこと。

## 6 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善、個別の教育課題に対応した計画的・安定的な教職員定数改善計画を早期に策定し着実に実施すること。

## 7 ICT教育の推進

【所管省庁 文部科学省】

地方公共団体がICT教育に係る情報機器の整備やICT支援員を配置するに当たり、必要な財政支援を行うこと。

## 8 メリハリのある教員給与体系の確立

【所管省庁 文部科学省】

教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある教員給与体系の確立を着実に実施すること。

## 9 私立学校施設の耐震化の促進

【所管省庁 文部科学省】

私立学校施設に対する耐震改修工事及び耐震改築工事について、現行の助成制度の継続のみならず、拡充・強化を図ること。また、緊急防災・減災事業債の制度を恒久化すること。

## 10 地域の文化資源等を活用した文化芸術活動の支援強化

【所管省庁 文部科学省】

2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、地方が実施する地域の文化資源等を活用した文化芸術活動への支援を強化すること。

## **Ⅶ 地方創生の実現と行財政改革・地方分権の推進**

### **1 社会保障・税に関わる番号制度**

【所管省庁 内閣官房、総務省、厚生労働省】

- (1) 番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解を深めることが不可欠であることから、周知・広報を継続して行うこと。
- (2) 番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- (3) マイナンバーカードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。

### **2 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定**

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。